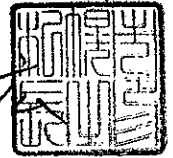


札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月10日

札幌市長

秋元克



札幌市条例第 39 号

札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

札幌市建築基準法施行条例（昭和35年条例第23号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第38条第3項第1号中「地こう」を「ピット」に、「をする」を「を設ける」に改め、同号ただし書中「カタピラ」を「カタピラ」に改め、同項第2号中「する」を「設ける」に改める。
- (2) 第74条の11の表20の項中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。